

中小企業退職金共済制度  
特定退職金共済制度 加入事業者 御中

周南市産業振興部商工振興課

### 中小企業退職金共済掛金補助金の交付申請のご案内

本市では、中小企業者が中小企業退職金共済制度（中退共）または特定退職金共済制度（特退共）に加入した場合、掛金の一部（12箇月分限り）を加入事業者に補助する制度を設けております。

つきましては、令和6年度分の補助金の交付を希望される事業者は、下記により申請いただくようご案内いたします。

#### 記

##### 1. 補助対象

令和5年2月以降に中退共または特退共に新しく加入した従業員に掛かる、令和6年1月分から12月分の掛金

#### 【注意事項】

- (1) 補助対象となるのは、新規加入から12箇月分のみです。  
従前から加入している従業員の掛金月額の変更は補助対象となりません。
- (2) 対象となるのは中退共、特退共のいずれかひとつです。
- (3) 市税の滞納がある場合は、補助対象となりません。

##### 2. 補助金額

従業員一人あたり掛金月額の10分の1（限度額：月額500円）

##### 3. 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式） ※申請額は空欄のこと
- (2) 個人別掛金納付状況内訳書（第2号様式）  
※記入欄が不足する場合は、複写してください。
- (3) 個人別の被共済者氏名・契約成立年月日・掛金が確認できる書類の写し  
※中小企業退職金共済手帳、特定退職金共済制度被共済者証など（退職済の方で手帳の写しが無い場合は、共済契約申込書など）
- (4) 補助金請求書（第4号様式） ※日付及び金額は空欄のこと
- (5) 振込先口座の通帳の写し

**【注意事項】**

1. 提出書類の記載内容を訂正した場合は、その箇所に申請者の代表者印を押してください。訂正印がないものは受理できません。
2. 今年度の申請から「滞納の無いことの証明書」の提出は不要となります。

4. 提出期限

令和7年2月28日（金）必着

5. 提出方法 ※（1）～（3）のいずれかで提出をお願いします

（1）郵送

～送付先～

〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市商工振興課商工労働担当

（2）商工振興課（本庁舎3階）に設置の受付ボックスへ投函

（3）各総合支所に設置の受付ボックスへ投函

- ・新南陽総合支所：地域政策課
- ・熊毛総合支所：産業土木課
- ・鹿野総合支所：産業土木課

※いずれも窓口での審査は行いません。

6. 問合せ先

周南市 商工振興課 商工労働担当

電話：0834-22-8373

メール：shoko@city.shunan.lg.jp

## 令和6年度 周南市中小企業退職金掛金補助金交付要綱の概要

### 1. 目的

中小企業の従業員について、退職金共済制度を確立することにより、従業員の福祉の増進と企業の振興を図る。

### 2. 補助対象者

中小企業退職金共済制度（中退共）、または特定退職金共済制度（特退共）に従業員を新規加入させ、掛金を納付した中小企業者。

なお、従業員には短時間労働者（パートタイマー等）も含まれますが、従前から加入している従業員の掛金月額の変更は補助対象外です。

### 3. 補助要件

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 補助金の交付申請時に市内で1年以上事業を営んでいること。

### 4. 補助対象期間

新規加入した日の属する月から12箇月間（掛金を納付した月のみ）

※例1：令和5年3月に加入した従業員の場合

⇒令和6年1月から令和6年2月までが補助金の対象となります。

※例2：令和6年9月に加入した従業員の場合

⇒令和6年9月から令和6年12月までが補助金の対象となります。

（令和7年1月から令和7年8月までは、次年度に申請）

※裏面の「補助対象期間早見表（令和6年度）」をご参照ください。

### 5. 補助限度額

新規加入従業員1人あたり掛金月額の10分の1（限度額：月額500円）

### 6. 申請期限

令和7年2月28日（金）必着

（期日までに提出がない場合は、令和6年度の補助金交付を受けることができません。）

# 中退共・特退共 補助対象期間 早見表（令和6年度）

※補助対象期間：新規加入した日の属する月から12箇月間（掛金を納付した月のみ）

(年) (月)	2023 (R5)												2024 (R6)												2025 (R7)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
補助対象月													← 補助対象月 →																							
新規加入（支払開始月）	■												■																							
掛金は加入成立月から支払	今年度補助対象外（前年度補助対象のため）																																			
2023 (R5) 年 1 月 加入	■												■																							
年 2 月 加入	■												■																							
年 3 月 加入	■												■																							
年 4 月 加入	■												■																							
年 5 月 加入	■												■																							
年 6 月 加入	■												■																							
年 7 月 加入	■												■																							
年 8 月 加入	■												■																							
年 9 月 加入	■												■																							
年 10 月 加入	■												■																							
年 11 月 加入	■												■																							
年 12 月 加入	■												■																							
2024 (R6) 年 1 月 加入													■																							
年 2 月 加入													■												■											
年 3 月 加入													■												■											
年 4 月 加入													■												■											
年 5 月 加入													■												■											
年 6 月 加入													■												■											
年 7 月 加入													■												■											
年 8 月 加入													■												■											
年 9 月 加入													■												■											
年 10 月 加入													■												■											
年 11 月 加入													■												■											
年 12 月 加入													■												■											
2025 (R7) 年 1 月 加入																									■											

今年度（令和6年度）補助申請

令和7年度補助申請